

静岡県からのお知らせ

PCB廃棄物（照明機器の安定器）の所有者調査を実施します！

高濃度のポリ塩化ビフェニル（PCB）が含まれる電気機器等（トランス、コンデンサ、照明機器用安定器等）の処理期限が迫っています。

静岡県では、これまで自家用電気工作物設置者^{*}を対象に所有者調査を実施していましたが、さらに以下のとおり安定器の所有者調査を実施しますので、御協力をお願いします。

^{*}自家用電気工作物設置者とは、電気事業法（電気関係報告規則）に基づき届出した者

【所有者調査の概要】

調査対象者	昭和32年1月から昭和52年3月までに建築された事業用建物（店舗、事務所、倉庫、共同住宅等）を所有する方 ただし、自家用電気工作物設置者を除く
調査方法	調査票の送付・回収
調査内容	照明器具の設置/保管状況、使用中照明器具のPCB含有の有無等
実施時期	平成30年7月23日から8月31日まで

【存在が疑われるところ】

昭和32年1月から昭和52年3月までに建築された事業用建物（店舗、事務所、倉庫、共同住宅等）には、PCB使用安定器が存在する可能性があります。

また、使用済のPCB含有機器が、倉庫等で保管・放置された事例があります。

【PCB安定器（コンデンサ）を使用した照明器具の例】



高濃度PCB廃棄物の処理料金は、一般的に約30,000円/kgとされていますが、中小企業等は、「PCB廃棄物処理基金」により70%の助成が受けられます。

担 当：静岡県くらし・環境部環境局
廃棄物リサイクル課 三枝
電話番号：054-221-2424
E-mail：hai@pref.shizuoka.lg.jp

<参考>

PCBとは、PCB廃棄物とは

○ PCB（ポリ塩化ビフェニル）とは

PCBとは、ポリ塩化ビフェニル (Poly Chlorinated Biphenyl) の総称で、不燃性、電気絶縁性が高いといった性質を持つことから、古くから電気機器用の絶縁油など様々な用途で利用されてきた。

しかし、昭和 43 年に発生したカネミ油症事件を契機に、PCBの有害性が社会問題化し、昭和 47 年には製造が禁止されている。

PCB廃棄物の処理を促進するため、平成 13 年にPCB特別措置法が施行されている。

○ PCBが使用された代表的な電気機器について



高圧コンデンサ



高圧変圧器（トランス）



照明用安定器

その他、遮断器、開閉器、感圧複写紙、塗料等。

PCB廃棄物の処理体制（本県の場合）

区分	機器・形状等	処理施設（本県の場合）	処理期限
高濃度	トランス・コンデンサ類 廃PCB油 等	中間貯蔵・環境安全事業(株) 豊田事業所（愛知県豊田市）	2022年3月末
	安定器、小型電気機器類、 感圧複写紙、ウエス等の汚染物	中間貯蔵・環境安全事業(株) 北九州事業所（福岡県北九州市）	2021年3月末
低濃度	すべて（高濃度以外） （5,000mg/kg 以下）	大臣による無害化処理認定施設等 （国内 38 の民間焼却施設等）	2027年3月末